⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

㋐　１級建設機械施工技士の資格を有する者

㋑　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業―農業土木」又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

㋒　国土交通大臣（平成13年１月５日以前においては建設大臣）が１級土木施工管理技士又は上記㋐若しくは上記㋑に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

イ　共同企業体の構成員のうち代表者は、平成11年度以降に元請として完工した上記⑷アの施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有する者を配置すること。

出資比率が第２位の構成員は、平成11年度以降に元請として完工した上記⑷アからエのいずれかの施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で、工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が10%以上のものに限る。）を有する者を配置すること。

出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうちの１者に限る。）が配置する主任技術者又は監理技術者については、上記⑷の施工経験を必ずしも必要としない。

なお、上記工事の施工経験は、元請として完工し、引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工経験とすることができる。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、鉄道建設本部九州新幹線建設局長から独立行政法人　鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正であること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（以下「技術提案」という。）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

⒀　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。なお、評価にあたっては、その内容をヒアリングすることがある。

ア　施工体制の評価について
・品質確保の実効性
・施工体制確保の確実性

イ　工事全般の具体的な施工計画について
・工程確保や安全対策及び地形・地質の変化に対応できる施工計画

ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する事項について
・上部工（ＰＣ箱桁及びＲＣ桁）の施工管理及び品質管理に係わる技術提案及び具体的な施工計画
・下部工（深礎を含む）の施工管理及び品質管理に係わる技術提案及び具体的な施工計画
・改良盛土（地すべり対策を含む）の施工管理及び品質管理に係わる技術提案及び具体的な施工計画

エ　社会的要請への対応に関する事項について
・第三者に対して施工上配慮すべき環境対策及び安全対策

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　上記⑴に示す評価項目の提案が標準案と同等の場合には、標準点100点を与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与える。

イ　施工体制評価点　施工体制評価点は、上記⑴アに示す評価項目について、最大30点を与える。

ウ　加算点　加算点は、上記⑴イ、ウ及びエに示す評価項目について、最大30点を与える。なお、下記⑶における審査結果によっては、加算点を減点することがある。

エ　価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施　施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び上記⑴に示す評価項目の提案をもって入札し、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

イ　上記アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決める。

⑸　評価内容の担保　実際の施工に際しては、技術資料に記載した施工方法により施工し、入札書に記載した提案値及び提案内容を満たす施工を行うものとする。

受注者の責により提案内容及び提案値を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額を行う。併せて、工事成績評点を減ずる措置を行う。